

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三宅町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十五年十二月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル数値写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 三宅町
- 三 測量の期間 平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月三十一日まで